



埼玉県報

第 61 号
令和元年(2019年)
12月3日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 豚コレラの発生時の豚等の移動の制限の解除に関する告示（畜産安全課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道の変更の案の縦覧（下水道事業課）
- 一般国道 463 号の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県告示第 654 号中訂正（食品安全課）

規則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十一号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第一条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの（以下「分譲型ホテル等」という。）については、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第八条第二項第二号及び第四項第一号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十九条第十三号中「前条第一号」を「前条各号」に改める。

公園施設又は経営方法		経営方法
	料金徴収	直営 委託（受託者）
	無	（標準的な額）
供用期間	無	無
	通年	通年
	季節	季節（供用区間）

様式第一号中

公園施設又は経営方法		公園施設又は経営方法
	料金徴収	有 （標準的な額）
	無	無
供用期間	無	無
	通年	通年
	季節	季節（供用区間）
分譲型	有	（種類・仕組み）

	ホテル等	無
--	------	---

)
)
)
)

この節の注。

事項	変更前	変更	変更の内容	
			公園施設の 種類	公園施設の 管理又は 経営の方法
公園施設の 種類			公園施設の 規模・構造	
公園施設の 位置				
			経営 方法	
			料金 徴収	
			供用 期間	

第1条第1項の11中

	事項	変更前
--	----	-----

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

--	--	--

告示

埼玉県告示第七百二十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

- イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。
- ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

- イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）
- ロ 口述試験
- ハ 適性検査
- ニ 身体検査

四 募集期間

令和元年十二月四日（水）から令和二年一月九日（木）まで

五 採用予定月

令和二年三月下旬から四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和二年一月十七日（金）又は同月十八日（土）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

- 各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

告 示

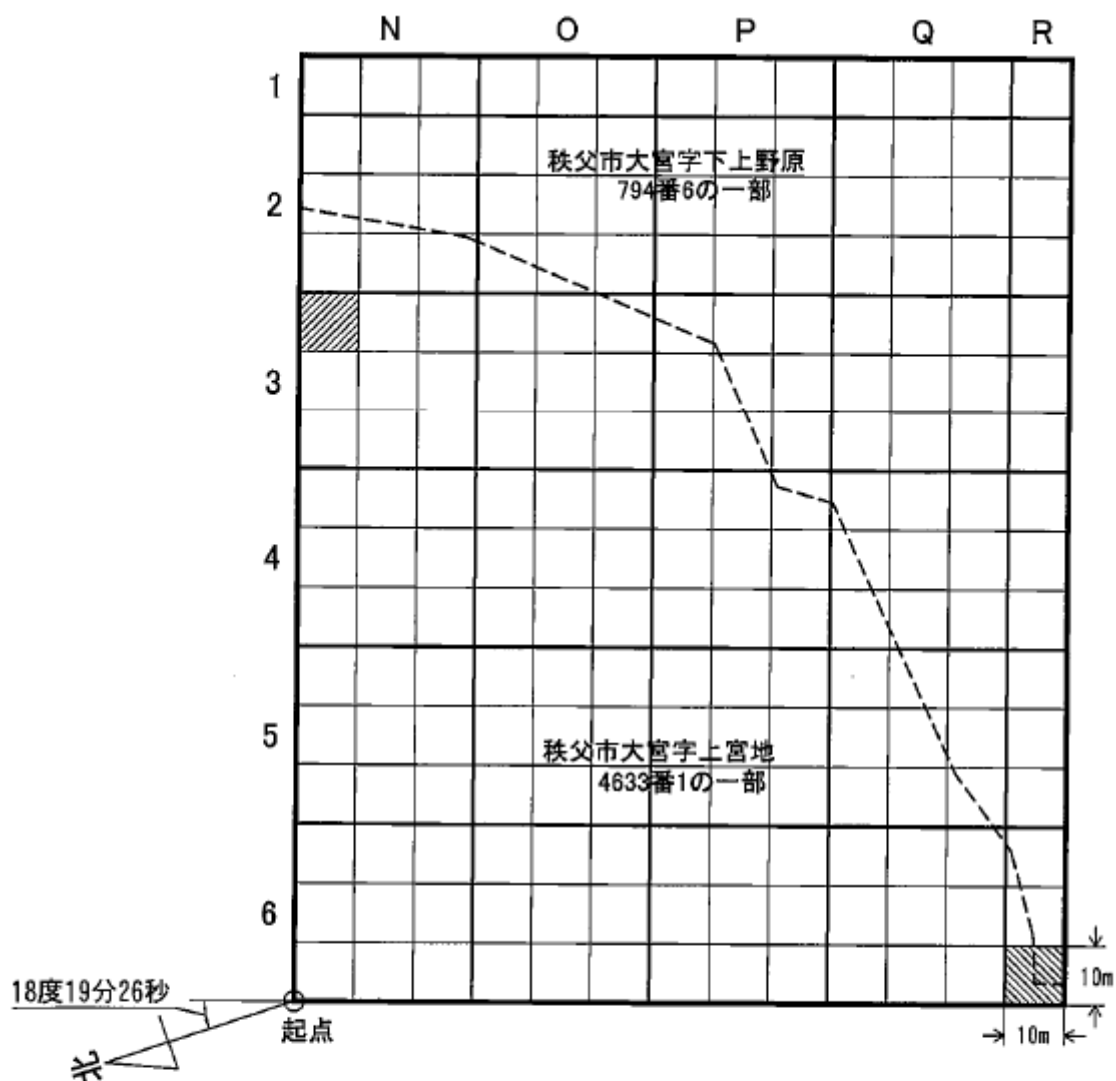
埼玉県告示第七百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百五十六号により指定した土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり一部解除する。



令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部及び字上宮地四千六百三十三番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の掘削による除去



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
-  要措置区域の指定を解除する区域
-  要措置区域

【起 点】

起点は、秩父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
 格子の回転角度：18度19分26秒

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二番三十一号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和元年十月二十七日

告 示

埼玉県告示第七百三十号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年埼玉県告示第六百五十号（豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動を禁止し、又は制限する区域のうち、区域外への移動を制限した区域について次のとおり解除する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 制限を解除する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

二 制限を解除する日

令和元年十二月四日

三 制限を解除する区域

令和元年十一月九日に豚コレラの疑似患畜が確認された深谷市内の農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ときがわ町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

ときがわ町全域

四 作業期間

令和元年十二月一日から令和二年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

令和元年十二月一日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十三号

白岡市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市糞谷二百三十番地

水村 正孝

二 取消年月日

令和元年十月三十一日

告示

埼玉県告示第七百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課及び毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

四 縦覧期間

令和元年十二月三日から令和元年十二月十七日まで

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

旧新別	旧新別	旧新別
<p>旧新B</p> <p>越谷市神明町二丁目四一六番 三地从り同市大字小曾川字 沖田一〇六番一地从りまで</p>	<p>旧A</p> <p>越谷市神明町二丁目一三一番 一地从り同市大字西新井字 西前一〇一三番一地从りまで</p>	<p>区間</p>
<p>二五・二九 六三・二〇</p>	<p>七・〇五 一五・七九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四一〇・六〇</p>	<p>二二一八・一〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>越谷市道として引き継ぐ。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

旧 A	新 A	旧 新 別
三郷市後谷字大場添一六五番四地先から 同市早稲田一丁目一〇番四地先まで	三郷市後谷字大場添一六五番四地先から 同市田中新田字上ノ割一四一番一地先まで	区 間
五・八九〇 四〇・一〇	一四・七六〇 六六・三〇	敷地の幅員 (メートル)
三一〇四・八〇	一一三五・五二	延長 (メートル)
平成二十九年三月十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部変更である。		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十一月十二日

指令越建セ第三一〇〇六一号

二 検査済証番号

令和元年十一月二十七日

越建セ第三三六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間六丁目六百十五番一、六百十五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北本市宮内四丁目二十一番地

藤信地所株式会社 代表取締役 佐藤 大

正 誤

埼玉県告示第六百五十四号（令和元年十一月十二日第五十五号）中訂正

ページ 表中 行

一 特定権利利益 前から一

誤

埼玉県食品衛生に関する条例

正

食品衛生に関する条例

ページ 表中 行

一 特定権利利益 前から十三

誤

埼玉県食品衛生に関する条例

正

食品衛生に関する条例